

県立城ヶ島公園
平成23年度事業計画書

(社) 三浦市観光協会・(有)湯山造園土木

計画書1「施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針」

(1) 当該公園の設置目的を踏まえた管理運営について。

城ヶ島公園は、房総半島から伊豆半島までを一望できる360°の雄大な眺望景観と海鳥や海浜植物等の貴重な自然環境や資源を有する公園であり、これらの貴重な自然海岸の固らかつ優れた景観と植生の保全と、生息する野生生物（海鳥、昆虫、哺乳類等）の生育環境の保全、そして快適な広場空間の提供やオープンスペース等の防災機能の提供を設置目的としています。

城ヶ島公園の管理運営にあたっては、昭和25年に風致公園として整備が始められた、本公園の設置目的と本公園の整備方針を踏まえ、市民が誇りうる魅力ある公園となるよう

1. 「市民が誇り得る魅力ある公園」の実現にむけた管理運営の推進
2. 地元関係者との連携による魅力ある公園の実現

という2本柱で総合的な視点をもって適切に管理運営を進めてまいります。

(2) 利用者の平等な利用について

- ・幼児からお年寄りまで公園を、安全に安心して利用できるようにバリアフリー化を、いまいっそう推進し、車椅子、乳母車での歩行を可能にする。
- ・テーブル、椅子を多く設置し、できれば日陰を作る工作物を設置し、誰もが長時間すごせる公園を目指します。
- ・展望台や広場、トイレ、駐車場などの主な施設や設備については、その機能や特性を十分理解した上で、清潔かつ正常に機能し、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な管理を行います。
- ・サイン類の形状や表示形式の統一、修繕など、利用者がわかりやすいサイン整備に努めます。

(3) 利用者や地域住民等に配慮した管理運営について

- ・利用者や市民団体との情報交換を図りながら維持管理業務を行うこととします。
- ・散策、休養、観光やレクリエーションなど、多様な公園利用者に対応した管理運営を目指します。
- ・震災時の広域避難地として、防災機能を確保できるよう適正な管理運営を行います。
- ・地元の小学校や観光関係者の協力を得てスイセン育成エリアの拡大を進めていきます。

(4) 環境に配慮した管理運営について

- ・固有の植生や野鳥等の棲息地を保全するとともに、海浜植物の保全育成については、生物多様性の保全に配慮した維持管理を行います。
- ・公園内の景観を特徴づけているササ原やマツ林は、現存の植生保全に努めると共に、公園の魅力の一つとなりつつある水仙の植え付けを継続して進めます。
- ・ゴミの持ち帰り運動の推進など、環境に配慮した管理運営を行います。
- ・公園の利用促進に関しては、三浦市役所や観光協会の会員企業などとも連携し、城ヶ島公園の展望や自然環境の魅力等を強調した広報宣伝を進め、新たな公園利用者の拡大へと結びつけてまいります。

計画書2「本公園における特性と課題を踏まえた維持管理の考え方」

<維持管理の考え方>

1. 風致公園としての魅力と環境学習の場としての資質を高める維持管理

- ・ 海浜性植物の保全と育成に配慮した維持管理

公園の景観を特徴付けているマツや林床植物、磯場の海浜性植物などの生育状況や特性に配慮した維持管理を行います。特にマツ林については、単一樹種で構成されるため、短時間での病虫害による大量のマツ枯れを未然に防ぐために、日頃から生育状況には十分留意して、異変などの早期発見に努めるものとします。

- ・ 海浜性生き物の生息空間に配慮した維持管理

ウミウをはじめとする他の公園では観ることの出来ない貴重な海浜性の生き物の生育空間を保全するために、極力手を加えず、また、侵略性外来種の侵入等による環境の変化の早期に発見に努め、それらを発見した場合は、直ちに排除することとします。

2. 安心、安全、快適なレクリエーション空間を提供するための維持管理

- ・ 清掃、巡視の徹底

観光客や遠足などの団体利用の多い本公園で、利用者が快適に公園を利用し、「また行ってみたい!」と思えるよう、園内のゴミ拾いやトイレ清掃の徹底を図り、環境の美化に努めます。特にゴミ拾いについては、強風で園内にゴミが散乱することを防ぐため巡視や園内作業時には留意するものとします。また、ゴミの散乱を防ぎ、他の利用者が気持ちよく公園を利用できるよう、利用者にもゴミの持帰りについて協力も求めてまいります。

また、磯場や階段などでの転倒事故が発生した場合には、早期に対応できるよう、利用者の動向にも配慮して巡視や日常業務を行うものとします。

- ・ 施設の維持管理

三浦半島の突端に位置する本公園は、常に潮風や強風にさらされるという過酷な環境にあります。そうした環境にある施設の塩害や錆、ぐらつきによるなどの痛みや不具合による事故を防ぐために、手摺や転落防止柵、金属製品、木製品を始めとする施設の日常点検定期点検を徹底し、利用者が安心して、安全に公園を利用できるよう施設の維持管理に努めます。

3. 市民の誇りとなる公園とするための維持管理

- ・ 市民参加による公園の維持管理

当観光協会は、日頃から城ヶ島の島民をはじめ、三浦市民と密接に関わりがあり、本公園を地域の誇りとなるよう公園の維持管理に取り組んでまいりたいと考えております。そこで、当観光協会員はもちろん、市民参加による園内清掃やスイセンの名所づくりなどに積極的に取り組み、市民の誇りとなる公園づくりに努めます。

<管理水準向上の方策>

本公園は塩害や強風などの厳しい自然環境の中にあり、施設の適正な維持と利用者の安全を確保するための施設点検や修繕、巡視をはじめとしたきめ細かい維持管理が求められます。そうした中で、それらの徹底はもとより、施設点検や修繕の結果をきちんと記録し、今後の維持管理に反映させることも、管理水準向上のために必要であると考えます。

そこで、当観光協会では施設や植物の維持管理の計画的な実施と管理履歴の把握と反映に重点を置いた維持管理に取り組みこととします。

計画書3「執行体制の内容」

■三浦市観光協会

- ・城ヶ島公園の指定管理者としての総括責任部門
 - ・ 指定管理者グループの一員として城ヶ島公園の管理運営に当る本協会は、運営の公益性の実現を図るため、神奈川県知事から社団法人の設立許可を得て、公益法人となりました。
 - ・ 管理運営及び執行状況の検査及び是正勧告
 - ・ 公園スタッフの労務管理
 - ・ 各種業務委託契約の締結業務
 - ・ 給与、光熱水費や委託業務等の支払い

■公園園長

- ・ 公園の管理運営業務及び緊急時対応、安全管理の責任者
- ・ 神奈川県及び横須賀土木事務所との調整、報告業務
 - ・ 維持管理計画及び予算書の策定
 - ・ 利用促進、運営業務の策定
 - ・ 小口現金の支払い
 - ・ 各種業務委託の設計, 積算, 発注業務
 - ・ 公園スタッフの指導、監督
 - ・ 委託業者の指導、監督

■維持管理スタッフ（グループ会社である(有)湯山造園土木スタッフを含む）

- ・ 公園施設の維持管理及び点検、修繕業務
- ・ 植物管理業務
- ・ 日常清掃

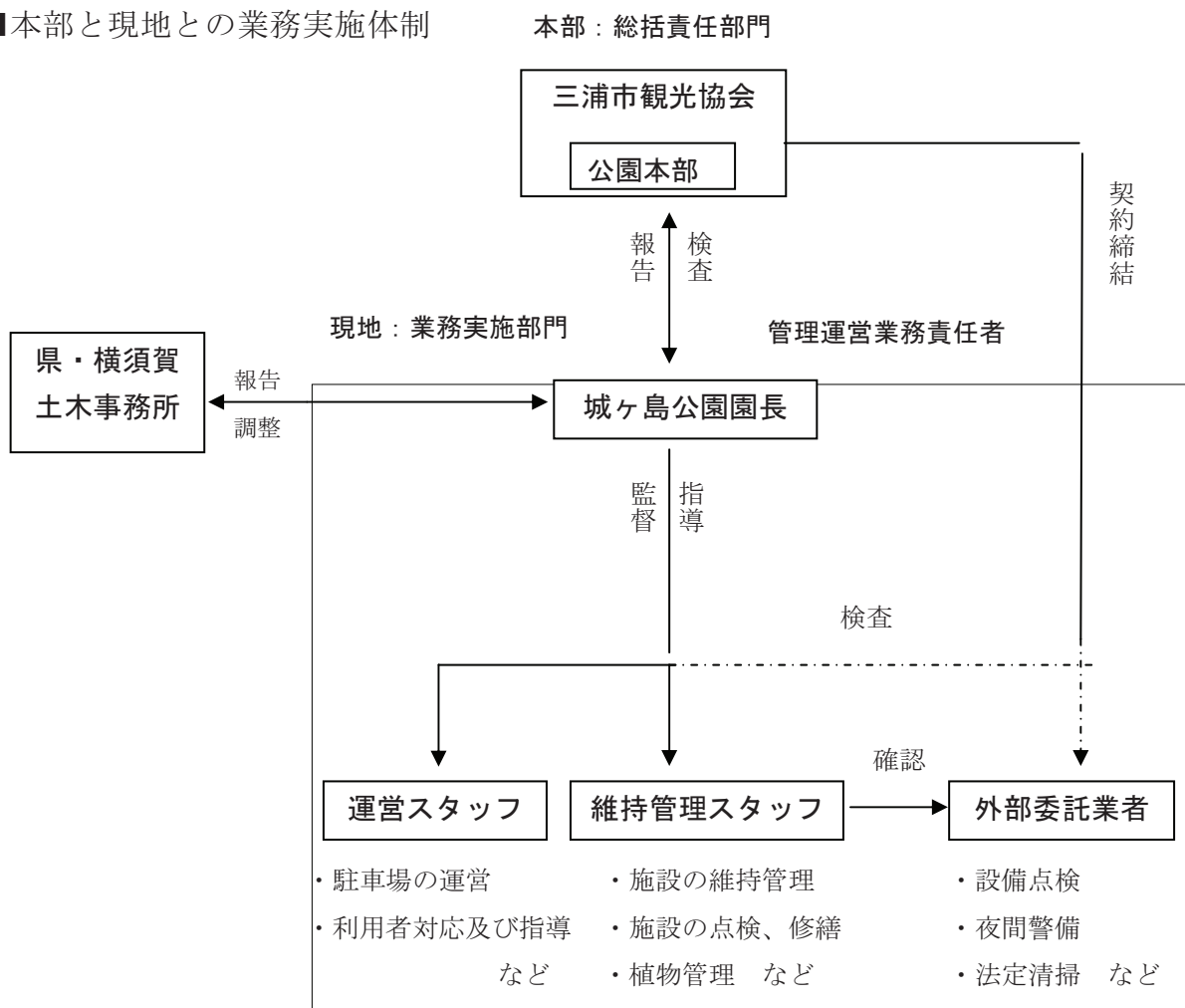
■運営管理スタッフ

- ・ 駐車場の運営業務
- ・ 利用者対応、利用者指導

<付属書類>

ア 本部と現地の責任体制

■本部と現地との業務実施体制



■本部、現地の責任体制

	[本部]		[現地]		[外部]
	観光協会	園長	維持管理スタッフ	運営スタッフ	委託業者
PLAN (計画の策定)		● ・年間維持管理運営計画 ・予算編成 ・執務計画 ・月間、週間作業計画 ・委託業務、設計	○ ・計画策定補助	○ ・計画策定補助	
DO (業務の実施)	● ・労務管理 ・委託業務契約 ・支払い業務		● ・植栽監理 ・施設維持監理 ・日常清掃、点検など	● ・駐車場運営 ・利用案内、指導など	● ・委託業務の実施 ・設備点検 ・夜間警備 ・法定清掃など
CHECK (実施状況の把握、検査)	● ・公園管理運營業務全般の検査 ・執行状況の検査	● ・業務の確認 ・委託業務の検査 ↓ (土木事務所への報告)	○ ・委託業務の確認		
ACTION (改善措置)	● ・公園の管理運營業務 に対する是正勧告	● ・次年度計画の反映 ・改善指導			

●責任者
○補佐

イ 現地の職員配置計画

■公園長の役割

- ・公園の管理運営業務及び緊急時対応、安全管理の責任者
- ・神奈川県及び横須賀土木事務所との調整、報告業務
 - ・維持管理計画及び予算書の策定
 - ・利用促進、運営業務の策定
 - ・給与、光熱水費、業務委託などの支払い
 - ・各種業務委託の設計, 積算, 発注業務
 - ・公園スタッフの指導、監督
 - ・委託業者の指導、監督

イ 委託業務内容

① 物管理

- ・グループ構成員である(有)湯山造園土木と公園維持管理スタッフによる直営作業とするので、業務の委託はありません。

② 施設管理

- ・管理事務所の職員勤務時間外の管理事務所の警備や、専門業者による清掃管理、有資格者による法定点検が必要な点検業務など指定管理者募集要項の維持管理基準書に指定された業務については、外部へ委託します。
- ・委託する業務内容

工作物管理	法定点検	浄化槽点検	浄化槽ろ過点検 浄化槽法定点検
管理事務所	機械警備		夜間警備

③ 清掃管理

- ・グループ構成員である(有)湯山造園土木と公園維持管理スタッフによる直営作業とするので業務の委託はありません。ただし、粗大ゴミが出た時には委託します。
- ・委託する業務内容：

ゴミ処理	不定期処理	粗大ゴミ運搬処理
------	-------	----------

なお、業務の一部を委託する場合は、業者選定や確認検査については、厳正かつ公正に実施し、施設の適切な管理にあたります。

計画書4「緊急時の体制」

当観光協会では園内における事故や災害発生の未然防止に努め、平常時より安全教育や安全点検を行い、これらが発生した場合には利用者並びに地域住民の安全確保の体制をとります。また、迅速かつ適切な情報伝達、対策活動を実施してまいります。

①事故発生時

事故発生時にはスタッフが現地を確認、必要に応じてけが人の救護・応急手当や緊急車両（警察、消防車、救急車等）の要請を行うとともに、連絡体制に従い、各関係機関へ状況連絡、報告を行います。

②災害発生時

災害発生時には

- ・ 関係機関やテレビ、ラジオ等からの迅速かつ正確な情報の把握
- ・ 利用者への園内放送等による情報伝達と非難誘導
- ・ けが人の救護や緊急車両の要請
- ・ 公園スタッフによる園内巡回、施設点検、危険箇所の応急処置や立入禁止処置
- ・ 県横須賀土木事務所など関係機関への状況報告に努めます。

③災害に対する事前の対応

- ・ 県の防災体制と連動するため、指揮命令系統に繋がりをもった体制とし、本公園の勤務時間および時間外の緊急時の責任者、スタッフの役割を明確にして備えます。
- ・ 日頃から、緊急連絡網の連絡先変更更新、電気設備、排水系統等の施設点検に心がけ、災害時に備えます。
- ・ 大雨、大雪、強風など異常気象が想定される場合、事前に危険箇所の点検を実施し、必要な安全措置を講じます。

○緊急時の連絡体制

●昼間

- ・ 気象警報発令時において、台風情報により、大きな災害発生が見込まれる時は待機し、情報収集するとともに、被害発生状況等を県土木事務所に報告し、危険箇所の立入禁止措置等必要な対応をする。
- ・ 震度5弱以上の地震時は、施設の状態を公園スタッフが調査し報告する。
- ・ 被害発生時は、公園スタッフで応急措置と来園者の安全確保をする。

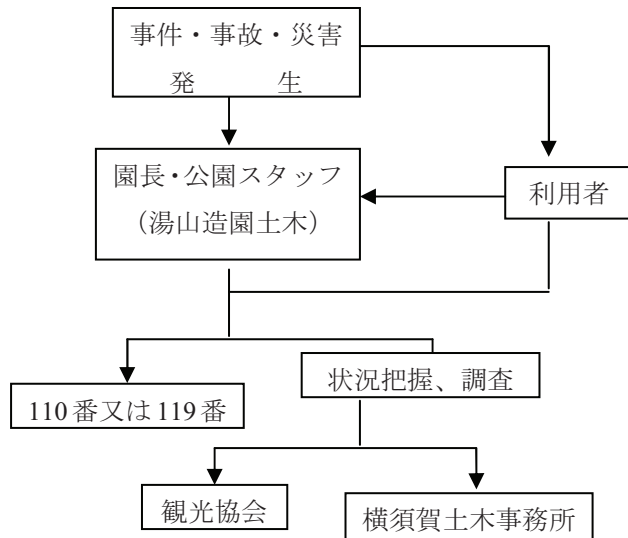
●夜間

- ・ 夜間の気象警報発令時において、特に台風情報により、大きな災害発生が見込まれる時は、グループ会社の(有)湯山造園土木が警報解除後、早朝に園内巡視をし、被害発生状況等を報告し、危険箇所への立入禁止措置等の必要な対応を行う。
- ・ 震度5弱以上の地震時は、施設の状態を(有)湯山造園土木が調査し報告する。

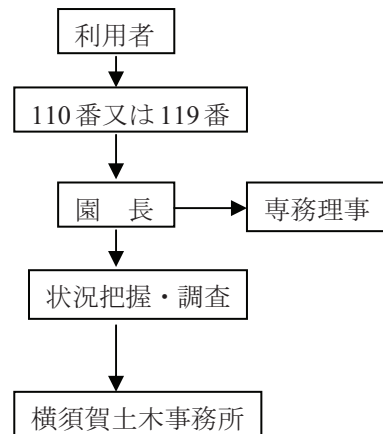
※その他

- ・ 昼夜緊急連絡体制表を最寄りの警察署、消防署に提出し夜間の迅速な体制をとる。
- ・ 門扉の鍵を最寄りの交番、消防署に提供し夜間の迅速な緊急活動に対応する。
- ・ 夜間災害時、駐車場の無料開放。

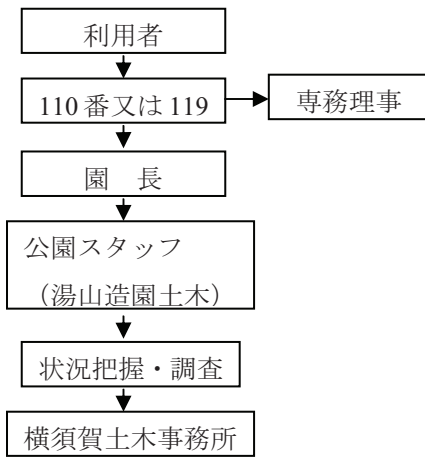
●緊急連絡体制（通常）



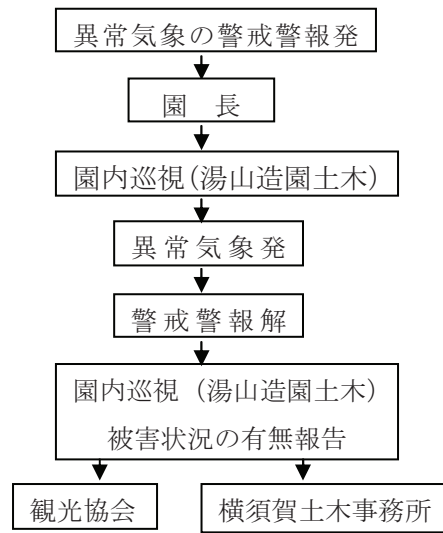
●夜間連絡体制



● 夜間緊急時連絡体制



● 夜間警戒警報発令時連絡体制



計画書5 「人材の育成計画」

城ヶ島公園は、地元住民や近隣住民の利用のみでなく、神奈川県や東京都から三浦半島観光を目的とした観光客が数多く訪れる観光拠点とも言える公園です。一般に、まちづくりは市民が憩う“茶の間づくり”観光地は来客が集う“客間づくり”とも言われますが、観光客が多数訪れる城ヶ島公園は、一般の都市公園よりもより質の高い客間的な環境管理が求められる公園であるとも言えます。

私達は、城ヶ島公園の管理運営において、このような客間づくりの観点と、風致公園であることを充分認識した、より質の高い空間づくりの実現を目指し、職員の資質向上を図ってまいります。

1. 専門家の育成

- ・管理部門に関しては、植物管理を主体とした「造園分野」と、駐車場や便所等の「施設工作物分野」の管理・清掃等に関する専門的な人材の育成を進める必要があると考えております。
- ・この内「造園分野」については、特に公園内の主要植栽木であり、昭和34年の皇太子ご成婚の記念植栽木であるクロマツの保全管理や、現在増殖中で花の名所ともなっているスイセンの保護増殖が重要な課題であり、さらに笹原や崖地等に残る自然植生の適切な保全策も造園管理上の重要な課題となると考えております。
- ・植栽管理については、グループ会社である(有)湯山造園土木が主として担当しますが、城ヶ島公園の環境基盤を維持していく上で、公園スタッフの誰もが、植栽管理の技術を身に付けられるよう研修を実施してまいります。
- ・「施設管理」においても、公園内のすべての施設は、強い風雨と塩害の発生する厳しい気象条件下に置かれているため、適切な施設の保守管理に向けた専門的な人材の配置が必要であるとと考えております。
- ・その他、イベント等の「行事企画と広報」に関する専門的な人材に関しても、私ども(社)三浦市観光協会が持つノウハウ等を活かしつつ、有効な人材育成を図っていきたいと考えております。

2. 接遇教育の充実

- ・来訪する観光客のみでなく、地元住民の方々に対しても同様に質の高い接遇を行い、地域に愛される質の高い公園づくりを進めます。

3. ガイド教育の推進

- ・城ヶ島公園では、今後も観光レクリエーション利用者の誘致をさらに拡大していく必要があるため、初めて城ヶ島を訪れた人々に城ヶ島の歴史や文化、公園からの眺望、植生や野鳥観察の知識、さらには三浦半島の観光レクリエーション情報等を適切に伝え、満足度を高めることが出来るよう、職員に対して教育したいと考えております。
- ・この点に関しては、城ヶ島公園観光ボランティアガイドが在籍することからこれらの人材を活用すると共に、市の教育委員会等を通じた各分野の専門家の招へいが可能であると考えております。

計画書6「公園の安全管理」

城ヶ島公園の安全管理については、以下の2つの観点から取組みを図ります。

なお、城ヶ島公園に関しては、公園区域外の岩礁地帯に関しても、釣りや磯遊び等の公園利用者が絶えず出入りしており、公園内を通らないと出られない場所が多いことから、安全管理上の責任は無いと考えますが、事故防止のための指導等は適宜実施していく必要があると考えております。

1. 事故の未然防止
2. 管理作業中の安全確保

1. 事故の未然防止

- ・公園内における事故の未然防止を図るために「園内巡視計画書」を作成し、日常的な園内巡視を行います。
- ・始業時には園内点検を実施して破損や崩落等の危険箇所を発見し、適宜、バリケードや看板を用いて、利用規制や修復作業、関係部局への連絡など速やかな対応を図ります。
- ・本公園には、断崖上の展望スペースや海岸部のハイキングコースが設置されており、海への転落や斜面の崖崩れなどの危険性が想定されることから、重点的に監視、点検作業を行うことで利用者が安心して過ごせるよう努めます。
- ・磯場や高低差のある階段部においては、案内板を設置して注意を促すとともに、磯場での遊び方、注意事項、係員への連絡先等を記した「安全な利用のしおり」を発行します。併せて、管理員の巡回による利用指導を行うことで、磯場利用の安全性を高めます。
- ・水飲み場やトイレ等の利用頻度の高い施設は、日々の清掃、点検作業により、常に清潔で安全な状態で利用してもらえるように衛生管理に努めます。

2. 維持管理作業中の安全確保

- ・維持管理作業中の事故を防止するため、作業は原則として来園者の少ない平日の閑散時に行います。
- ・利用者に対して危険性が伴う作業の場合には、作業標示板を用いて、作業区域への立ち入りを禁止します。通常の維持管理作業では、看板やカラーコーン、進入防止柵等で作業中であることを告知し、注意を促すことで安全を確保します。
- ・安全性高い作業道具の使用や作業手法の指導など、職員に対する安全管理教育を徹底します。
- ・外部委託者への安全管理指導、作業管理計画書の提出を徹底します。
- ・万が一の事故に備え「施設管理者賠償責任保険」に加入し、事故発生時の対応を図ります。

(2) 防犯対策の実施体制について

- ・城ヶ島初日の出等のイベント開催時を除いた、夜間の駐車場閉鎖を継続することで、公園施設の損壊防止や不法者の進入を規制します。また、地元警察や地元自治会等とも連携し、夜間の安全確保に努めるよう十分配慮致します。

計画書7「利用者への対応」

(社)三浦市観光協会は、接客や苦情処理、利用指導等に関して、専門的なノウハウを持つ観光事業経営者の会員を多数擁しております。したがって、城ヶ島公園における職員の利用者への対応体制につきましては、三浦市観光協会会員企業が持つノウハウの提供を受けて、効果的な教育指導体制を講じていく所存であります。

1. 接客対応及びその研修等について

- ・利用者が快適に公園を利用できるように親身に対応することで、利用者の満足度を高め、リピーターの確保につなげられるよう、観光協会員の接客ノウハウを活かして、接客教育を実施いたします。
- ・公園内の海浜植物や海鳥等に関する情報提供は勿論のこと、城ヶ島全体の自然や歴史、文化、観光情報などに関する質問に対しても適切な返答が出来るよう、管理職員に対する基礎的なガイド教育を実施いたします。
- ・観光協会のインフォメーションセンターや各支部の事務所等においても、公園利用希望者からの園内や周辺観光地等の問い合わせや、公園パンフレット等の請求、交通の問い合わせ等に対して、適切な情報提供を行い、迅速かつ親切な対応を心がけます。
- ・また、「園内で職員の帽子、制服等の作業している姿を見ると大変安心する」との声が利用者から寄せられていることから、管理員は帽子と制服を常時着用することで、管理員であることを判別しやすくするとともに、利用者が話しかけやすい環境をつくります。
- ・本公園が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と設置者としての県の連絡先を公園内に表示するとともに、案内パンフレット等に明記します。

2. 苦情処理の対応及びその研修等について

- ・利用者から提出された苦情は、サービス改善の糸口と活かしていくため、苦情内容の記録と迅速な対応が図れるよう、管理統括責任者への伝達体制を整えます。
- ・また、公園のイメージ低下を防ぐと共に、逆にイメージ向上へと結びつけていくため、苦情情報の提供者への対応結果の報告を、できる限り迅速に実施します。
- ・また、苦情の内容を定期的に分析し、管理員一人一人が問題点を把握することで、業務の改善やサービス向上を図ります。
- ・この点に関しても、既に観光協会でも用いているノウハウを、適宜活用いたします。

3. 利用指導への公園利用指導及びその研修等について

- ・イベント開催時など利用者が集中する時を中心に、素晴らしい眺望や貴重な動植物、城ヶ島の歴史や文化など、城ヶ島公園の魅力の楽しみ方全般に関して、観光ボランティアガイドとの連携を図りながら、情報提供や利用指導を行っていきます。

4. 利用者のニーズの捉え方及び反映について

- ・接客や利用指導時など日常的な利用者とのコミュニケーションによるニーズの把握、あるいは御意見箱の設置、イベント開催時のアンケート調査の実施等により、利用目的や来園回数、利用した場所、要望、改善点、苦情等を収集把握することで、次年度の管理運営業務の改善へ反映させます。
- ・また、観光協会に集まる情報や利用者ニーズの内、城ヶ島公園に関わる情報に関しては、定期的集計し有効活用を図ります。
- ・これらの情報収集の成果および業務改善への反映状況については、適宜、県に報告することとします。

5. 災害時の活動及び利用についての説明及び広報について

- ・台風や地震等の災害時には、来園者を安全な場所へ避難誘導します。
- ・広域避難地である本公園では、災害時の避難ルートの確認や利用者への対応方法、連絡体制等を定期的確認し、安全確保に備えます。
- ・火災に関しては防火管理者を定め、公園内に設置されている防火水槽を定期的に点検し、消防署と緊急連絡網により、緊急時に備えます。
- ・現在、私達の協会では、三浦市との協働により、城ヶ島の防災拠点づくり等の事業を展開しております。今後も地元行政や警察、消防と連携を強化していくことで、広域避難地域としての受け入れ体制を充実させ、位置等わかりやすく広報し災害時における利用者の安全確保に万全を期していきます。

計画書 8 「利用促進方策」

(1) 利用促進のためのイベントの開催について

7月・11月・12月の閑散期の集客イベント及び植物管理において、下記の取り組みをします。

7月には、七夕まつり・ガクアジサイの増殖をはかり、又海水浴客の公園の周遊を誘うPRをします。

11月、12月には、ツワブキ・イソギク（10月～12月）の増殖をはかり、花の少ない時期の公園の魅力作りをはかりPRします。

1月～2月には、八重水仙まつりを開催し、野菜等の特産品販売、太鼓の演奏等を行い公園のPRと来園者のサービスに努めます。

(2) 利用促進のための広報について

城ヶ島公園の利用促進を図る上で、(社)三浦市観光協会の広報宣伝ノウハウの活用や公園事業との協働事業化等により、効率的で有効性の高い利用促進策を実施します。

- ・新聞、ラジオ、テレビ等のメディアに情報提供をし、時の話題として取り上げてもらうよう、より一層の情報交換をしてまいります。
- ・周遊観光客の誘致促進については、経年的に実施している、大宮・浦和・松本・静岡等における観光キャンペーン等においても、城ヶ島公園のパンフレットの配布等を行い、さらに周遊観光の立ち寄り拠点としてのPR等を実施する。
- ・早春の重要な魅力要素である公園の八重水仙については、首都圏における房総や伊豆等の早春の花の名所に対しても、十分対抗できる立地条件を備えていることから、今後とも株わけを行い、増殖をはかり、より魅力ある水仙等花の名所にしていく。
又、この時期三浦海岸の河津桜に大勢の人々がお出でになるので、電車の中吊り広告・駅張りポスターに水仙と河津桜を、セットで広報することを考えています。
- ・市民向けには、地元のタウン紙・はまかぜ・日刊新聞に、又当観光協会の毎月発行している「協会だより」では、城ヶ島公園の話題は毎回取り上げ紹介をしております。

計画書 9 「地域や関係機関との連携」

城ヶ島公園の管理運営にあたっては、地元観光協会の利点を活かし、三浦市・警察・消防・農協・漁協・地元区・商店会等の地元組織との連携を図りつつ、城ヶ島公園を城ヶ島及び三浦市の経済振興、地域の活性化、教育文化の発展等に寄与していきたいと考えております。

(1) 県民及び住民参加、ボランティア団体による協働の取組みについて

- ・城ヶ島の住民参加、保育園の園児にも参加していただき、水仙の植え方等パネルで表示し勉強しながら公園内の八重水仙の株わけにより、公園はもとより城ヶ島全体の魅力づくりにつながる展開を図っているところです。
- ・みうら観光ボランティアガイド協会の事務局を、当協会が担っておりますので城ヶ島公園内の歌碑の案内等、一体的な活動により観光案内サービスを実施しております。
- ・城ヶ島の保育園の園児による「アサガオ」の種蒔き、七夕飾り、又公園内を散歩するなど城ヶ島公園を身近な、勉強・遊び場として参加利用していただいております。

(2) 地域への貢献についてこれまでの実績又は提案について

県立城ヶ島公園のパンフレットの、表面の公園の紹介と裏面の島全体の観光情報を掲載したパンフレットの有効活用により、公園にお出でになった方が、城ヶ島灯台やお土産店へ足を運び、反対に、城ヶ島灯台見学、民宿に泊まった方々が、県立城ヶ島公園へ周遊等パンフレットの効果が出てきました。

そこで、公園と灯台とを結ぶハイキングコース（遊歩道）の整備に重点を置いた施策を島民の方々と協働で、花の咲くフラワーロード作りを提案し賛同を得たいと考えております。

(3) 関係機関（対象管内の他の公園や周辺施設等）との連携の考え方について

- ・城ヶ島大橋の料金所での、公園パンフレットの配布及び半世紀ぶりに復活した、三崎港と城ヶ島を結ぶ、渡し舟は、1日計36便の運行です。三崎港の乗船場となる岸壁の前の「うらり」にパンフレットを配架し、三浦市にお出でになった方々に県立城ヶ島公園を紹介する。

又 県立城ヶ島公園のバリアフリー化を一層進める中で地域の老人ホーム・幼稚園等々と連携をとりながら、1人でも多くの方々に県立城ヶ島公園のすばらしさを知っていただく努力をしてまいります。

■ 駐車場管理運営計画

1 事業の目的

本公園を車で訪れる利用者が安心・安全・快適に駐車場を利用できるよう自主事業として駐車場の運営管理を行います。

2 実施体制

本公園駐車場の運営については、指定管理車応募要項（城ヶ島公園管理運営業務の内容及び基準）で示された運営状況によるものとし、料金徴収員と場内整理案内員を各1名配置します。

※繁忙期には、場内整備案内員を増員して、駐車場内での事故防止に努めます。

3 運営にあたっての考え方

①安全管理

- ・ 駐車場内での事故を未然に防ぐため、運営スタッフの安全教育を徹底します。
- ・ 駐車場施設の日常点検、定期点検を徹底し、施設の保全と事故防止を努めます。
- ・ 駐車場内施設の欠陥や管理上の不備などにより、自動車に損害を与えた場合に対応して、施設賠償責任保険及び自動車管理者賠償責任保険に加入します。

②利用者対応

- ・ 駐車場は、公園を訪れる利用者が最初に利用する施設であるので、気持ちよく利用していただけるよう、接遇には充分配慮するものとします。
- ・ 駐車場でインフォメーション技能を強化し、パンフレットの配布や季節の見所などの情報増倍します。
- ・ 身障者及び学校関係の利用にあたっては駐車場料金を免除します。

③緑化協力金

- ・ 県がみどり行政推進のため実施している「緑化協力金実施要綱」に基づき、緑化協力金の預かりに協力します。

● 営業時間

4月から9月 午前8時00分 から 午後7時00分

10月から3月 午前8時00分 から 午後5時00分

● 駐車料金

普通車 1回 420円

二輪車 1回 100円

（緑化協力金 1台20円）

■自動販売機の設置

1 事業の目的

現在公園には飲料などの自動販売機4基あり、一年を通して飲料を求める利用者がとても多くなっています。公園利用者への飲料サービスを行うために、引き続き自動販売機を設置して飲料を求めるニーズに応えるものとしします。

2 事業内容

自販機メーカーによるフルオペレーション（商品補充、現金管理、容器回収）販売とします。

3 委託内容

商品補充と品質管理、売上金の回収、釣銭の補充、容器の回収

4 点検、チェック、指導監督方法

- ・品切れや故障などの不具合を発見した場合は直ちにメーカーに連絡して対応策を講じます。
- ・商品補充の際は必ず公園スタッフが立会い、納品状況の確認を行います。
- ・販売状況については、毎月報告書を提出させ、販売状況のチェックを行います。
- ・利用者ニーズにあった品目を提供できる様、メーカーとの調整を図ります。

5 安全管理

- ・売上金の早期回収、防犯設備（警報機・鎖）の強化、夜間の消灯など防犯対策を進めます。

6 自販機の仕様

- ・設置する自販機の外観及び色彩については、風致公園であることを認識し景観に配慮したごみ箱と、一体型のものを設置する。また、場所がら風による転倒防止に注意をした取付を行う。

■テント売店の設置

1 事業の目的

園内には、ジュース類の自販機しかなく、「公園で土産品や野菜海産加工物等の三浦の地場産品を買えたら良いのに」と言う満足度アンケート調査での要望が数多くあり、地域で生産された野菜、海で採れたワカメ、ヒジキ等の地場産品の物販を行い、来園者へのサービスに努め誘客数の拡大を図り公園の自主的運営管理の向上を事業の目的とします。

2 事業内容

地元の、特産品等を紹介して島全体の活性化を図るものとする。

物販品としては、「農産品物」「農産水産加工物」「果物」「三浦の名産品の展示紹介」「季節的な加工食品の販売」「園芸品、花木類の販売」将来的には城ヶ島公園のオリジナル品の製作販売を考えています。

3 委託内容

指定管理者と物販出荷者との、共同管理運営方式通年は、物販出荷者が季節的な出荷物の安定的供給を図り、イベントや利用促進事業の時は、指定管理者が立案計画と実施を行い出荷者はイベント等の趣旨を理解し出荷物品や数量の調達を行うものとする。

4 運営にあたっての考え方

当公園への来園者は「日帰り観光客」「バス・車利用の高齢者」「初めての来園者」が主流で「土産品の販売」「記念品の販売」「軽食」の要望が多く、営利目的としない価格で販売し来園者のサービス向上と、城ヶ島公園の広報宣伝活動を目的とします。

営業は、土・日・祭日とイベント開催期間又来園者の多い月を考えていますが、多くの来園者の要望があれば今後検討したいと考えています。